

## 社会福祉法人水の木会 役員等報酬支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人水の木会定款第8条及び21条の規定に基づき、役員等の報酬について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、委員（評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員、運営推進会議委員等）をいう。

2 本規程でいう業務とは、理事会、監査会、評議員会、各種委員会等の会議出席及び担当業務をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員等が業務にあたった場合は、別表により報酬を支給することができる。

### (出張旅費)

第4条 役員等が法人業務のため出張する場合は、出張旅費規程により支弁する。

### (適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

### (改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

### 別表

役員等	報酬（会議出席1回につき）	備考
理事長・常務理事	無し	
理事	5,000円	
監事	5,000円	
評議員	5,000円	
評議員選任・解任委員	3,000円	事務局委員は無し
苦情解決第三者委員	2,000円	
運営推進会議委員	無し	

※報酬は所得税を除いた額とする。